

# 「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・ 第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の策定について

## 1 策定の目的

- 本市においては、平成30年3月に「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン（以下、「第5次プラン」という。）及び「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画（以下、「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」という。）」を策定し、障がい福祉に係る施策・事業を計画的に推進しているところである。
- そのような中、近年、特に顕在化してきた親なき後や医療的ケア児の増加などの課題に適切に対応し、より一層、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい児者の暮らしを支援する障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス、地域生活支援事業等の安定的な提供体制の確保を図るため、令和2年度で計画期間が終了する現行の「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」を改定し、新たに「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」（以下、「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」という。）を一体的に策定する。

## 2 計画の位置付け

### 第6期サービス計画

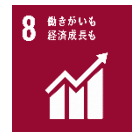
- 障害者総合支援法第88条に定める市町村障害福祉計画
- 第5次プランに掲げる障がい福祉サービス等の実施計画

### 第2期障がい児計画

- 児童福祉法第33条の20に定める市町村障害児福祉計画
- 第5次プランに掲げる障がい児福祉サービス等の実施計画

SDGsへの貢献

(17ゴールのうちゴール3, 8, 10)



### 第6次宇都宮市総合計画 (H30~R9)

### 第5次宇都宮市障がい者福祉プラン (H30~R5)

障がい者施策全般にわたる基本的事項を定めた計画

### 第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画 (R3~5)

障がい福祉サービスの安定的な確保を図るための計画

### 第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画 (R3~5)

障がい児福祉サービスの安定的な確保を図るための計画

整合・連携

- 国の基本指針
- 栃木県障害福祉計画
- 栃木県障害児福祉計画
- 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画
- 宮っこ 子育て・子育て応援プラン
- 宇都宮市SDGs未来都市計画

### 3 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

### 4 策定経過

令和2年	5月		サービス利用者及び事業者へのアンケート調査
	6月		障がい者団体等との意見交換会
	8月～令和3年	2月	子ども・子育て会議（3回開催）
	9月～	11月	自立支援協議会，発達支援ネットワーク会議（各2回開催）
	10月～令和3年	2月	社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会（3回開催）
	12月～令和3年	1月	パブリックコメントの実施
令和3年	2月24日		社会福祉審議会から提言書の提出

### 5 計画の内容・特徴

#### (1) 内容

「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」  
概要版・・・別紙

#### (2) 特徴

##### ア 地域生活への移行や親なき後を見据えた地域生活支援体制の機能の充実

地域生活への移行や親なき後への対応を図るため、「相談支援や緊急時の受入体制の充実」，「本人や親への障がい福祉サービス等の理解促進・本人の自立に向けた支援の充実」，「グループホームの設置促進」を図るなど，障がい者が地域で安心して暮らせるよう，地域生活を支援する体制の充実に取り組む。

<主な指標>

- ・ グループホームの定員数を令和5年度末までに150名増員
- ※ アンケート調査や近年の利用実績をもとに，定員数を算出

<主な施策・事業>

- ・ グループホーム・短期入所施設への体験的宿泊支援事業の実施【新規】
- ・ 相談支援体制の強化，緊急時相談の実施【拡充】
- ・ グループホームの設置促進

##### イ 就労支援の充実

障がい者がより働きやすい社会を目指し，重度障がい者の通勤時の介助など，就労時における支援を実施するため，「雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業」を実施するなど障がい者の就労支援の充実に取り組む。

<主な指標>

- ・ 令和元年度の一般就労への移行実績（71人）に対する一般就労への移行者数：1.27倍（91人）以上

<主な施策・事業>

- ・ 雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業の実施【新規】

##### ウ 医療的ケア児等を含む特別な支援を必要とする障がい児等のための支援の充実

医療的ケア児等が必要とする多種多様なニーズに対し，適切かつ効果的に支援やサービスを提供するため，「支援に関するコーディネート機能の充実強化」や「協議の場の充実」など特別な支援を必要とする障がい児等のための支援の充実に取り組む。

<主な指標>

- ・ 医療的ケア児等支援に関する協議の場の充実及びコーディネート機能の充実強化

<主な施策・事業>

- ・ 医療的ケア児等のより適切な支援に向けたコーディネート機能の充実強化【拡充】
- ・ 医療的ケア児等の通所支援事業所の受入促進

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい児者の暮らしを支援する障がい福祉サービス等の安定的な提供体制の確保を図るための「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画」及び「第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」を一体的に策定し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられる体制づくりに取り組む。

2 計画の位置付け

「第5次宇都宮市障がい福祉プラン」の実実施計画・SDGsへの貢献（17ゴールのうち、ゴール3, 8, 10）  
障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画

3 計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）



第2章 障がい者・児を取り巻く社会環境の変化と課題

1 近年の障がい者・児施策の動向等について

- 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」一部改正法の施行(平成30年)
- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成30年)
- 「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」(令和元年)
- 就学前障がい児の発達支援の無償化

2 本市における状況(令和元年度)

- 身体障がい者手帳：15,024人 ○療育手帳：4,394人
  - 精神保健福祉手帳：4,272人 ○医療的ケア児：68人
  - 障がい福祉サービス給付費：約76億5千万円
  - 障がい児福祉サービス給付費：約18億9千万円
- 増加傾向

3 アンケート調査結果の概要【利用者(率53.8%)及び事業所(率73.5%)】

A 地域生活への移行や親なき後への対応

- 今後の生活の希望【利】  
⇒一人暮らしやGHで暮らしたい等、地域で暮らしたい人の増加
- 地域移行や親なき後の備えに必要な支援【利】  
⇒在宅サービスなどが適切に受けられること
- 今後、充実してほしいこと【利】  
⇒相談機能の充実、緊急時に利用できる施設
- 必要な支援【事】  
⇒地域の理解や協力、相談支援体制の充実、夜間の支援体制の充実

B 一般就労への移行等

- 就労支援で必要なこと【利】 必要な支援【事】
- ⇒職場の障がい者への理解 # 企業、社会全体が支え合う仕組み  
障がい者の採用枠の拡大

C 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等

- 利用者の満足度【利】  
⇒居宅介護、児童発達支援、放課後等デイサービス等が高い  
短期入所、移動支援が低い
- 利用者ニーズ【事】  
⇒GH、相談支援、放課後等デイサービス等のニーズが増えている  
障がい児支援には、特性に応じた療育の充実や関係機関の連携が必要
- 事業所運営の課題【事】  
⇒職員の確保、育成が必要(約6割の事業所が職員の不足を感じている)

4 関係団体との意見交換会結果の概要

- A 地域生活への移行や親なき後への対応  
⇒GHの充実、緊急時の相談及び支援体制、体験の機会  
本人・家族向けに親なき後への早期準備の大切さの認識が必要
- B 一般就労への移行等  
⇒ジョブコーチの充実、企業における障がい等への理解が必要
- C 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等  
⇒相談支援専門員等の専門的な知識をもつ人材や  
障がい福祉サービス事業所の十分な数とスキルの向上、  
個々の特性を見極め、将来を見据えた障がい児支援等が必要

5 第5期サービス計画・第1期障がい児計画の進捗状況及び評価等(令和2年11月1日現在)

目標1: 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ①入所施設から地域生活への移行者数(H30～R1年度の合計): 目標12人 ⇒ 実績3人(H30～R1年度の合計) 達成率25.0%
  - ②施設入所者の減少数(H30～R1年度の合計): 目標4人 ⇒ 実績0人(H30～R1年度の合計) 達成率0%
- ⇒①, ②ともに、C評価で令和2年度末の目標達成は難しい状況であり、地域生活への移行や親なき後に対応するための、相談支援体制の充実やグループホームの設置促進など地域生活支援体制の整備に向けて更なる取組を進めていく必要がある。

目標2: 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

- ③令和2年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ⇒C評価であるため、引き続き、自立支援協議会等の活用も含め、どのような協議の場が適切であるか検討を行っていく必要がある。

目標3: 地域生活支援体制の整備

- ④令和2年度末までに、一つの地域生活支援体制を整備
- ⇒B評価であるため、引き続き、必要な機能等について自立支援協議会などから意見をいただきながら、検討を行っていく必要がある。

目標4: 福祉施設から一般就労への移行等

- ⑤一般就労への移行者数(H30～R1年度の合計): 目標187人 ⇒ 実績168人(H30～R1年度の合計) 達成率89.8%
  - ⑥就労移行支援事業利用者数(H30～R1年度の合計): 目標215人 ⇒ 実績180人(H30～R1年度の合計) 達成率83.7%
  - ⑦就労移行支援事業所の就労移行率(H30～R1年度の平均): 目標35.0% ⇒ 実績52.6%(H30～R1年度の平均) 達成率150.3%
  - ⑧就労定着支援による就労定着率(R2年度末): 目標80%以上 ⇒ 実績97.4%(H30年度) 参考値
- ⇒⑤, ⑥ともに、それぞれB評価, ⑦はA評価であるため、引き続き、各種取組を進めていく必要がある。

目標5: 障がい児支援の提供体制の充実

- ⑨児童発達支援センターの設置 ⇒ 設置済
  - ⑩保育所等訪問支援の利用体制の構築 ⇒ 構築済(2事業所 → 3事業所)
  - ⑪重度障がい児のための児童発達支援事業所等の確保 ⇒ 1事業所以上確保済(1事業所 → 2事業所)
  - ⑫医療的ケア児支援のための協議の場の設置 ⇒ H30設置済
- ⇒全てがA評価であり、引き続き、個々の状態や発達段階に応じた各種サービスを提供できるよう、提供体制の充実・強化に取り組んでいく必要がある。

障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の必要見込量等に関する進捗状況

「共同生活援助」、「計画相談支援」、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」について、利用実績が見込みを上回っていることから、引き続き、供給体制の確保を進めていく必要がある。

6 課題の総括

A 地域生活への移行や親なき後への対応

⇒地域生活への移行や親なき後への対応を図るため「相談支援や緊急時の受入体制の充実」、「本人や親への障がい福祉サービス等の理解促進・本人の自立に向けた支援の充実」、「GHの設置促進」、「地域への障がいの理解啓発」、「地域における関係機関の連携体制の充実」など地域生活を支援する体制の充実が必要

B 一般就労への移行等

⇒障がい福祉サービスを通じて、一般就労により多くつなげるため、「関係機関や企業と就労支援に関する情報共有及び連携の促進」、「就労定着に向けた支援の充実」など就労支援の充実が必要

C 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等

- 共通事項  
⇒利用実態や事業所の動向を踏まえ必要量を見込み、必要なサービスが適切に受けられる体制の確保やサービスの質の向上、また、それを担う人材の確保を図るための取組が必要
- 障がい福祉サービス・地域生活支援事業  
⇒利用者ニーズ等が高い「相談支援」、「GH」等、障がい福祉サービス・地域生活支援事業の更なる充実が必要
- 障がい児福祉サービス  
⇒「計画相談支援」、「医療的ケア児等を支援する関係機関等との連携」等、障がい児の障がい特性や個々の状態に応じたサービスの更なる充実・強化が必要

第3章 計画の基本理念等

1 計画の基本理念

- 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 障がい福祉人材の確保
- 障がい者の社会参加を支える取組

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 必要な訪問系サービスの確保
- 希望する障がい者等への日中活動系サービスの確保
- グループホーム等の充実及び地域生活支援体制の機能の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 相談支援体制の充実
- 地域生活への移行や地域定着支援のための支援体制の確保
- 発達障がい者等に対する支援
- 協議会の運営等

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 地域における支援体制の充実
- 保育・保健医療・教育等の関係機関と連携した支援
- 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 障がい児相談支援の提供体制の確保

## 第4章 令和5年度の目標の設定

No	国の基本指針に基づく目標項目	国の目標(市町村が定める目標)	市の目標
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行 (1)令和元年度末時点の施設入所者(385人)のうち、地域生活に移行する者の割合 (2)令和元年度末時点の施設入所者(385人)と比較した施設入所者の削減割合	6%以上移行	3%以上(12人以上)移行
		1.6%以上削減	現状維持
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	—	保健・医療・福祉関係者による協議の場において、精神障がい者の地域移行に係る目標を設定し、関係者が情報共有や連携を図りながら、支援を実施
3	地域生活支援体制の機能の充実	体制の確保及び年1回以上の検証、検討	体制の確保及び年1回以上の検証、検討
4	福祉施設利用者の一般就労への移行等 (1)令和元年度の一般就労への移行実績(71人)に対する一般就労への移行者数と就労系サービス毎の内訳 (2)令和5年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者の割合 (3)就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	1.27倍以上(就労移行支援:1.30倍以上, 就労継続支援A型:1.26倍以上, 就労継続支援B型:1.23倍以上)	1.27倍以上(就労移行支援:1.30倍以上, 就労継続支援A型:1.26倍以上, 就労継続支援B型:1.23倍以上)
		7割以上	7割以上
		7割以上	7割以上
5	障がい児支援の提供体制の充実 (1)児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 (2)重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保 (3)医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	・児童発達支援センター1カ所以上設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	・サービスの質の維持・向上を図るための必要な支援の実施 ・保護者及び事業所へ理解を得ながら、利用促進を図る。
		1カ所以上確保	児童発達支援及び放課後等デイサービスの各施設においても重症心身障がい児を受け入れられるよう、事業所の理解を得ながら受入促進を図る。
		・協議の場の設置 ・コーディネーターの配置	・医療的ケア児等のより適切な支援に向け、協議の場の充実に取り組む。 ・医療的ケア児等の支援に関するコーディネート機能の充実強化を図る。
6	相談支援体制の充実・強化	相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の着実な推進
7	障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	サービスの質の向上を図るための体制の構築	県等が実施する研修への参加、障がい者自立審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施

## 第5章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保の方策

直近の利用実績、今後の市の取組などを勘案したうえで、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込みとその見込量の確保のための方策を設定する。また、福祉人材の確保について、各種研修などの周知を行うことなどを通して、支援に係る人材の確保に努める。

サービス種別	項目	R3	R4	R5
訪問系	居宅介護、重度訪問介護等	利用量(時間/月) 27,236	28,404	29,672
		利用人数(人分/月) 1,046	1,104	1,168
【確保策】 ・事業所へのヘルパー養成・研修事業等の充実や県等の事業の周知により、人材の確保や質の高いサービス提供が図られるよう努める 等				
日中活動系	生活介護	利用量(人日分/月) 23,032	23,725	24,439
		利用人数(人分/月) 1,129	1,163	1,198
	自立訓練(機能訓練)	利用量(人日分/月) 104	104	104
		利用人数(人分/月) 6	6	6
	宿泊型自立訓練	利用量(人日分/月) 93	93	93
		利用人数(人分/月) 3	3	3
	自立訓練(生活訓練)	利用量(人日分/月) 634	634	634
		利用人数(人分/月) 32	32	32
	就労移行支援	利用量(人日分/月) 1,964	2,038	2,113
		利用人数(人分/月) 105	109	113
	就労継続支援(A型)	利用量(人日分/月) 10,607	11,779	13,078
		利用人数(人分/月) 498	553	614
	就労継続支援(B型)	利用量(人日分/月) 15,524	16,450	17,435
		利用人数(人分/月) 788	835	885
就労定着支援	利用量(人日分/月) 48	56	64	
	利用人数(人分/月) 52	52	52	
療養介護	利用量(人日分/月) 1,195	1,195	1,195	
	利用人数(人分/月) 144	144	144	
短期入所	利用量(人日分/月) 1,195	1,195	1,195	
	利用人数(人分/月) 144	144	144	
【確保策】 ・生活介護については、利用量の増加が見込まれるため、事業所の供給体制が不足しないか等について確認しながら、必要に応じて、整備費補助金の活用も含め、支援を行う。 ・就労継続支援事業については、「工賃向上等支援事業」などに取り組み、障がい者の工賃向上と雇用の創出に取り組むことにより、利用者の受入・支援体制の充実につなげる。 ・短期入所について、引き続き、利用者や事業所の意見を聴取するなど更なる現状把握を行い、見出された課題について対策を検討し、実施する。 等				

サービス種別	項目	R3	R4	R5
居住系	自立生活援助	利用人数(人分/月) 3	4	5
	共同生活援助(GH)	利用人数(人分/月) 613	661	713
	施設入所支援	利用人数(人分/月) 385	385	385
	【確保策】 ・グループホームについては、補助金等による支援を行いながら、引き続き、整備を促進していく。 等			
相談支援系	計画相談支援	利用人数(人分/月) 820	886	957
	地域移行支援	利用人数(人分/月) 2	3	4
	地域定着支援	利用人数(人分/月) 5	7	9
	【確保策】 ・事業所等に対し、相談支援従事者研修等への積極的な参加の呼びかけや情報提供を行うことによる、相談支援従事者の確保と資質向上を図る。 ・基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び指定特定相談支援事業所による相談支援体制の連携を強化し、充実した相談支援を実施する。 等			
障がい児支援系	児童発達支援	利用量(人日分/月) 5,999	6,879	7,523
		利用人数(人分/月) 444	510	557
	居宅訪問型児童発達支援	利用量(人日分/月) 12	16	20
		利用人数(人分/月) 3	4	5
	医療型児童発達支援	利用量(人日分/月) 162	162	162
		利用人数(人分/月) 18	18	18
	保育所等訪問支援	利用量(人日分/月) 50	50	50
		利用人数(人分/月) 25	25	25
	放課後等デイサービス	利用量(人日分/月) 17,386	18,860	20,180
		利用人数(人分/月) 1,369	1,485	1,589
障がい児相談支援	利用人数(人分/月) 175	227	295	
【確保策】 ・事業所のサービスの質の向上に向け、事業所等を対象とした研修会や職場体験を実施する。 ・相談支援事業所の充実強化に向け、障がい児の相談支援のための人材育成や理解促進に積極的に取り組む。 等				

◎グループホーム定員数(棟数)の見込み(棟数は参考値)

年度	第6期計画(見込み)			
	R3	R4	R5	合計
定員数	765	815	865	—
増加定員数	50	50	50	150
増加棟数	8	8	8	24

## 第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み及び見込量確保の方策

直近の利用者の動向、今後の市の取組などを勘案したうえで、各実施事業の必要量の見込みとその見込量確保のための方策を設定する。(主要な事業について記載)

サービス種別	項目	R3	R4	R5
手話通訳・要約筆記者派遣事業	利用人数(人/月)	150	157	164
地域移行のための安心生活支援	実施状況	実施	実施	実施
児童発達支援センターの機能強化	実施状況	実施	実施	実施
雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業	実施状況	実施	実施	実施

【確保策】  
・手話通訳・要約筆記者派遣事業については、引き続き、関係団体との連携を図り、手話通訳者・要約筆記者の円滑な派遣を行う。  
・地域移行のための安心生活支援については、引き続き、障がい者の緊急時に備え、安全な居場所を確保するとともに、グループホームや短期入所への体験的な宿泊支援を実施し、更なる体験の機会の充実を図っていく。  
・児童発達支援センターの機能強化については、引き続き、個別配慮が必要な子どもの健やかな発達を支援するため、障がい特性に応じた専門性の高い療育を提供する。  
・雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業については、企業が重度障がい者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても雇用継続に支障が残る場合や重度障がい者等が自営業として働く場合において、重度障がい者等の通勤や職場等における支援を、利用ニーズを踏まえ、適切に実施する。

## 第7章 計画の推進体制

- 計画内容の周知・啓発 ⇒ 広報紙・ホームページへの掲載や各種団体等を通じた周知を行う。
- 庁内推進体制 ⇒ 市の関係部局と連携しながら事業を推進する。
- 庁外推進体制 ⇒ 障がい者自立支援協議会や発達支援ネットワーク会議を活用し、サービス提供体制の確保に係る取組や事業の充実に向けた検討を行う。
- PDCAサイクルによる計画の点検・評価 ⇒ 社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会等において、意見をいただくとともに、必要に応じ計画の変更や見直し等を行う。
- 新型コロナウイルス等感染症対策 ⇒ 保健所や関係機関と十分に連携しつつ、障がい者及びその家族、事業所等に対して、情報提供や相談対応等に努める。